

聖籠町訓令第2号

聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部を改正する訓令

聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準（平成十七年聖籠町訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

1 期末一時金の支給対象者は、聖籠町非常勤職員取扱要綱（平成十一年聖籠町告示第八十一号）で定める非常勤職員で、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）に在職し、基準日において基準日を含まない勤務日数が二十日以上との者とする。

第三項中「の四月一日の在職期間」を「に定める基準」に改める。

別表第二を次のとおり改める。

（支給割合）

区分	各基準日における在職期間				支給割合	
	三年未満	一年以上二年未満	一年以上	三年以上	六月	十二月
一 有資格の保育士及び幼稚園教諭	○・六三	○・九五	○・三二	○・四八	○・七五	一・一三
二 一以外の者	○・六三	○・四八	○・三二	○・四五	○・七五	一・一三

備考

- 一 任期满了後、継続して雇用を更新する者の在職期間は通算することができる。
- 二 新たに雇用される本表一の者の雇用前の同一職種で勤務した期間は、本表の在職期間に含めることができる。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。